

基金 次郎 様



作成日 令和 7年 2月 7日

## 企業年金等の掛金額変更による i D e C o 掛金一時停止のお知らせ

基礎年金番号 0116-110050  
氏名 基金 次郎

平素より確定拠出年金制度にご理解をいただき、誠にありがとうございます。

この度、ご加入者様の i D e C o (個人型確定拠出年金) 掛金と企業型 D C (企業型確定拠出年金) 掛金および D B (確定給付企業年金) 等掛金相当額 (※1) の合計額を確認いたしましたところ、法令に定める拠出限度額を超過していることが判明しました。また、拠出限度額の範囲内となるよう i D e C o 掛金が以下の通り自動調整された結果、i D e C o の拠出下限額 (5, 000 円) 未満となったため、i D e C o 規約に基づき掛金の拠出を一時停止させていただきますことになりました。

つきましては、同封の「手続きに関するご案内」に従って、必要なお手続きを行っていただきますようお願いいたします。なお、今回の通知と行き違いで、すでにお手続き済の場合は、特段のお手続きは不要です。

(※1) 法施行により、令和6年12月から企業型 D C ・ i D e C o の拠出限度額に、確定給付企業年金 (D B)、厚生年金基金および各共済組合 (以下「D B等」) それぞれの掛金相当額 (法令上では「他制度掛金相当額」) を反映し、管理が行われるようになりました。

### 調整後の i D e C o 掛金の算定方法

A 法令で定められた拠出限度額 (i D e C o と企業型 D C、D B 等他制度掛金相当額の合算額)	55,000 円
B 企業型 D C 掛金額	24,500 円
C D B 等他制度掛金相当額 (※2)	27,500 円
D i D e C o 掛金額 (調整前)	7,000 円
E 超過額 (B + C + D - A)	4,000 円
F 調整後の i D e C o 掛金額 (D - E (千円単位))	3,000 円

(※2) 複数の D B 等の他制度に加入している場合は、それぞれの掛金相当額 (千円未満を四捨五入し、千円単位) の合算額となります。また D B 等の他制度には、国家公務員、地方公務員等の共済掛金相当額も含まれます。

ご不明な点は下記お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

### お問い合わせ先

(i D e C o 各種手続き・照会先)



**お手元の通知書の  
電話番号にお問い合わせください。**

(送付元)

(企業年金等の照会先)

お勤め先の企業年金制度 (人事、総務等) ご担当者様

お勤め先名: 年金商事 (株)

※お勤め先の表示について

企業年金プラットフォーム (P F) から取得した事業所名を表示しています。

国民年金基金連合会

106-0032

東京都港区六本木6-1-2 1

三井住友銀行六本木ビル

電話 0570-003-105

050で始まる電話でおかけになる場合は  
03-6627-9059